

(1) 重点医師偏在対策支援区域について

- 令和6年12月、国が「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表。当パッケージでは、各都道府県が策定する「医師確保計画」に「重点医師偏在対策支援区域」を指定することとなっている。
- 当該区域は、『今後も一定の定住人口が見込まれるものの、人口減少より医療機関の減少スピードが早い地域等』と定義されている。区域の指定を行うことにより、各都道府県は、国が実施する経済的インセンティブに関する事業の実施が可能となる。
- 区域の指定に当たっては、都道府県が地域の実情を考慮し、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上、選定することとなっている。

経済的インセンティブに関する事業について

- ① 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業
 - 重点区域の医療機関に、宿直室等の施設整備に対する補助を行う
- ② 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業
 - 重点区域の医療機関に、土日祝日の代替医師確保への支援を行う
- ③ 医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
 - 重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関に、医師派遣に要する費用の支援を行う
- ④ 診療所の承継・開業支援事業
 - 重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して施設整備、設備整備等の支援を行う